

「労災隠し」で協議機関

行政・事業主・労働者が同席

労働省方針 具体的対策探る

来年度にも設置

労災に関するご意見、情報をお寄せください。手紙(〒530-8251 住所不要)かファックス(06-6346-8228)、Eメール(o.tokuhou@mbx.mainichi.co.jp)で、毎日新聞特別報道部へ。

業務上の事故による負傷の治療を労災保険でなく健保などで処理する「労災隠し」の問題で、労働省は4日までに、対策を検討するための行政、事業主、労働者の各代表者で構成す

る3者協議機関を設けることを決めた。今後、構成メンバーや運営の方法などを詰め、2001年度中にも設置する。労災隠しの排除をテーマに、労災保険にかかる当事者が同じテーブ

ルについて機関の設置は初めて。10年前の労働省の通達以降も事態が改善されないだけに、関係者は「実効性のある対策を」と注目している。

労災隠しの対策については、労働省は1991年、各都道府県の労働基準局(現・労働局)長あてに「労災隠しの排除について」との通達を出し、各労働基準監督署などで事業主に対する指導を行ってきた。

しかし、大阪府、広島県両医師会が95年に実施したアンケート調査で、労災隠しある延が医療現場から報告され、日本医師会も委員会答申の中で「企業ぐるみで行われている事例が増

加している」と問題の根深さを指摘。また、社会保険庁の調査で、本来は労災保険を適用すべきものが健康保険扱いになっていたケースが90年度からの10年間で約58万件あり、99年度はその10年間で最多だった。

今回の協議機関構想は、労災隠しの実態を十分に把握できていないことの反省から浮上。建設や製造関係

など労災事故が発生しやすい業界の団体とその労働組合の代表者らと意見交換や現状・問題の原因の分析を行い、具体的な対策を協議、現場に徹底を図る場とする。労働省は協議の場を中心一本化するかなど、運営方法の検討を続ける。

労働省労働基準局は「労災隠しは減つておらず対策が十分でない、との声が各方面からあった。これに応える意味からも、対策を強化したい」としている。